

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会
慶弔並びに災害見舞に関する定め

(目的)

第1条 定款第5条に規定する会員に対する慶弔並びに災害見舞について、その内容を明らかにすることを目的とする。

(慶弔内容)

第2条 この定めによる慶弔の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1 会員の施設長及び会員施設を経営する法人理事長が、叙位、叙勲を授章した場合、会長名をもって祝意を表す。
- 2 会員の施設長及び会員施設を経営する法人理事長が、死亡した場合、会長名をもって弔意を表す。
- 3 前各号以外の場合は、会長の専決をもって祝意又は弔意を表すことができる。

(災害見舞内容)

第3条 この定めによる災害見舞の内容は次の各号のとおりとする。

- 1 会員施設に暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他により、施設運営及び建物等におおむね100万円程度の重大な損害が生じた場合に災害見舞金を贈る。
- 2 第3条1項の災害見舞金については、一律3万円とする。

附 則

- 1 この定めは、平成29年4月3日から施行する。